

(別添)

御意見と御意見に対する考え方

【御意見】

【御意見に対する考え方】

掲載物質について	今回の別表第1及び第1の2に掲載されている物質は、平成16年10月のMEPC52及び同12月のMSC79において採択されたIBCコードに掲載されている物質のみであり、その後国際海事機関の回章に掲載された物質は同表に掲載されていない。 このような物質についても、1月1日以降も回章で認められている汚染分類で輸送できるようにしてもらいたい。	従来より、施行令別表第1及び第1の2に掲載する物質は、正式に採択されたIBCコードに掲載された物質のみを対象としております。 現時点において、国際海事機関海洋環境保護委員会で正式に採択されたIBCコードは平成16年10月のものとなっております。 その後の回章掲載物質については、今回の施行令別表ではなく、別途告示で規定し、1月1日以降も輸送・排出ができるよう措置する予定としています。
	来年1月以降に告示の整備がなされる場合、暫定的に告示前においても輸送が可能となるような経過措置をお願いしたい。	回章に掲載される物質について可能な範囲で準備することにより、回章発行後早急に指定できるよう努めることとしておりますが、国際海事機関の回章発行が今年年末になることが予定されています。そのため、この政令の施行後、告示が公布されるまでの間、汚染分類の指定がなされない状態が生じます。つまり未査定液体物質として扱われることとなります。 一方、海洋汚染防止法第9条の6に基づき、未査定液体物質を輸送する旨の届出がなされれば、環境大臣が査定を行うことにより、当該物質の輸送・排出を行うことは可能となります。このため、施行直後の輸送を予定している物質については、法第9条の6の規定に基づく査定を受けることが必要となります。 なお、施行後に未査定液体物質となるものについては、施行日前においても、法第9条の6に基づく届出・査定が行うことができるように経過措置を置くこととしています。
	IBCコードと海防法施行令別表第1及び第1の2の対照表は公開していないのか。	お申し越しの対照表は、混合物の汚染分類を決定するための係数を定める告示のパブリックコメントの資料としてけいさいしていますので、ご参照ください。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7448
	IBCコードの名称、並び順(IBCコードはアルファベット順)と異なる理由。例えば"slurry"が訳されていない。	従来より、施行令別表第1及び第1の2に掲載する物質の名称や並び順を踏まえ、国内法の体系において齟齬が生じないように記載しています。

汚染分類について	<p>混合物の汚染分類は、現行は10パーセント以上と未満とで分類が分かれることとなっているが、改正後の混合物の汚染分類の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>IMOで承認された附属書 のガイドラインに基づき、物質ごとの係数に重量パーセントを乗じるという計算方法により、汚染分類を定めることとしています。</p> <p>具体的には、X類物質には1000～100,000の係数、Y類物質には1～100、Z類物質には0、無害物質には0の係数が定められ、その物質の重量パーセントを乗じたものの合計が25,000以上ならX類物質、25以上25,000未満ならY類物質、25未満ならZ類物質(無害物質のみからなら混合物は無害物質)となります。</p>
	<p>環境省告示物質、国土交通省事前査定物質の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>旧基準に基づく査定は無効となり、新たに環境大臣による査定を行うこととなります。新基準での査定を行うには、新たなデータを提出していただく必要があります。なお、国土交通省事前査定物質については、国土交通省にご確認願います。</p>
	<p>ポリプロピレングリコールは広義ではプロピレングリコールを含めた多価アルコールやポリアミンなどの2個以上の活性水素を持つ化合物にPOを不可重合させたものや、さらにエチレンオキシド(EO)など異種のアルキレンオキシドを併用したのもPPGと言われ、業界では、広義な呼び方を使っている。PPGは狭義で解釈するのか、広義で解釈してよいのか明確にしていきたい。</p>	<p>現行のD類物質であるポリプロピレングリコールと違いはありません。</p> <p>なお、御意見のような広義の呼び方をしている物質は、同類物質にはならないため、未査定液体物質として扱われることとなります。</p>
	<p>ラードの遊離脂肪酸を「15重量パーセント未満」として欲しい。</p>	<p>IBCコードではラードの遊離脂肪酸は1重量パーセント未満とされており、遊離脂肪酸15重量パーセントのラードは未査定液体物質となります。そのため、遊離脂肪酸が1重量パーセント以上のラードを輸送する場合には、法第9条の6の規定に基づく届出・査定が必要となります。</p>

排出規制について	<p>現存船に対する排出規制は2007年1月1日即日実施となるのか。</p>	<p>2007年1月1日施行となります。ただし、現存船のZ類の喫水線下の排出については、附属書 において免除規定が設けられていることから、我が国においても当該免除規定を設けることとしています。</p>
	<p>無害からZ類に格上げされた物質を輸送する船舶の12海里以遠の排出要件を緩和して欲しい。</p>	<p>Z類物質の12海里内の排出については、漁場等への影響が生じる可能性があることから、免除規定は設けないこととしました。</p>

洗淨廃液について	<p>事前処理により生じる洗淨廃液の処理について、処理業者への協力要請を含めて処理体制の整備、強化をお願いしたい。</p>	<p>廃有害液体物質等の陸上処理について（衛産昭和61年12月25日）の通達で各都道府県等に対して周知しております。また、関係業界団体においては洗淨廃液の受け入れ施設についての調査を行っており、これら情報を参考にいただければ幸いです。</p>
	<p>内航船による本船洗淨水の運搬を廃掃法の規定によらず、一般内航船でも一定期間認める等の経過措置を取って欲しい。</p>	<p>廃棄物を運搬する船舶への廃掃法の許可は、廃棄物の適正な処理を図るために不可欠なものであり、御意見のような免除措置は設けることは考えておりません。</p>

その他の規制について	<p>IBCコードの複数品目を政令上統合している場合、通風洗淨の対象物について、海防法上の扱いとマルポール条約の規定とが異なることが出てこないか。</p>	<p>通風洗淨の対象物質については、今回の政令改正による変更はございません。</p>
	<p>石炭燃焼後の「燃えかす及びばいじん」は対象物か。</p>	<p>海防法において有害液体物質とは「油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて船舶によりばら積みの液体物質として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗淨水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）」と定義されており、御意見の物質が上記定義に合致するものであれば、海防法上は未査定液体物質として扱われるため、海防法第9条の6の規定に基づく届出・査定が必要となります。</p>